

賦課年度		台帳番号	
------	--	------	--

## 公共下水道事業受益者負担金決定通知書

様

豊郷町下水道事業に係る受益者の負担に関する条例施行規則第8条の規定により次のとおり  
通知します。

負担金(分担金)決定金額 (A)	円	減免額 (B)	円	徴収猶予額 (C)	円	差引負担金(分担金)額 (A)-(B)-(C)	円
---------------------	---	------------	---	--------------	---	----------------------------	---

土地の所在			現況地目	地積 (m <sup>2</sup> )	単位負担 金額 円/m <sup>2</sup>	負担金額 (分担金額)(円)	摘要
大字	小字	地番					

◎一括納付の場合(納期限は初年度の第1期) (円)

	負担金額	報奨金	差引納付額
3年分			

◎1年納付の場合(納期限は各年度の第1期) (円)

	負担金額	報奨金	差引納付額
1年分			

◎分割納付の場合 (円)

	第1期(7/1~末)	第2期(10/1~末)	第3期(12/1~末)	第4期(3/1~末)
年度①	②	③	④	
年度①	②	③	④	
年度①	②	③	④	

1. 負担金（分担金）の1平方メートル当りの単価は400円です。
2. 負担金（分担金）の10円未満の端数は切り捨てます。
3. 負担金（分担金）は、3年間12回（毎年4回）に分割し、下水道事業受益者負担金納入通知書により納付してください。
4. 負担金（分担金）を一括納付されたときは、報奨金が交付されます。一括納付の取扱いは1年一括・2年一括および3年一括とし、それぞれの年度の第1期の納期限までに納付してください。  
納付は、下水道事業受益者負担金一括納入通知書により納付してください。
5. 納期限までに負担金（分担金）を納付されないときは、督促状を発行します。  
また、延滞金として、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納期限に納付する負担金の額に、年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額を納めていただくことになります。
6. 受益者に異動があった場合は、異動後の納期に係る負担金は、新たに受益者となった者が納付することになりますので、すみやかに、下水道事業受益者異動届書を提出してください。
7. 住所を変更したときは、すみやかに、下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届出書を提出してください。
8. この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、  
に対して異議申立てをすることができます。